

## 茨木市職員安全衛生委員会及び事業場安全衛生委員会要綱

茨木市職員安全衛生委員会及び事業場安全衛生委員会要綱（昭和61年11月1日実施）の全部を改正する。

（趣旨）

第1 この要綱は、茨木市職員安全衛生管理規則（平成9年茨木市規則第17号。以下「規則」という。）第20条の規定に基づき、茨木市職員安全衛生委員会（以下「委員会」という。）及び事業場安全衛生委員会（以下「事業場委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（委員会の所掌事務）

第2 委員会は、次に掲げる事項を調査審議し、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 危険及び健康障害を防止するための対策に関すること。
- (2) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- (3) 安全及び衛生に係る規定案の作成に関すること。
- (4) 安全及び衛生教育の実施計画に関すること。
- (5) 健康診断の結果についての検討に関すること。
- (6) 事業場委員会からの報告に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、労働安全衛生に関すること。

（委員会の組織）

第3 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 総務部長
  - (2) 規則別表第1に掲げる事業場の総括安全衛生管理者
  - (3) 衛生管理者
  - (4) 産業医
  - (5) 安全衛生に関する経験を有する者として職場を代表する職員
- 2 委員会に委員長を置き、前項第1号に掲げる委員をもって充てる。
- 3 第1項第3号に掲げる委員は、市長が指名する。
- 4 第1項第5号に掲げる委員は、職員の過半数で組織する職員団体があるときは当該職員団体、職員の過半数で組織する職員団体がいないときは職員の過半数を代表する者から推薦された者とする。
- 5 第1項第2号から第4号までに掲げる委員の合計数と同項第5号に掲げる委員の数は、同数とする。ただし、委員長が適当と認めたときは、この限りでない。

（委員長）

第4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（委員の任期）

第5 委員（第3第1項第3号及び第5号に掲げる委員に限る。次項において同じ。）の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、速やかに補充し、その者の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第6 委員会は、原則として毎月1回会議を開くものとする。ただし、会議に付する案件がないと委員長が認めた場合は、この限りでない。

2 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

3 委員長は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員長は、委員の3分の1以上の者から会議に付すべき事項を示して請求があったときは、委員会を招集しなければならない。

5 委員長が必要と認めたときは、委員会の議事に関係のある者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

6 委員会は、議事録を作成し、3年間保存しなければならない。

（委員会の庶務）

第7 委員会の庶務は、総務部において処理する。

（事業場委員会の所掌事務）

第8 事業場委員会は、次に掲げる事項を調査審議し、その結果を委員会及び事業場委員会の事務局を所管する部長等に報告する。

(1) 当該事業場に係る第2第1号から第5号までに掲げる事項に関すること。

(2) その他当該事業場における労働安全衛生に関すること。

（事業場委員会の組織）

第9 事業場委員会は、規則別表に掲げる事業場ごとに、次に掲げる委員で組織する。

(1) 規則第6条第1項の規定により設置された総括安全衛生管理者

(2) 規則第8条第1項の規定により設置された安全管理者

(3) 規則第10条第1項の規定により設置された衛生管理者

(4) 規則第14条の規定により設置された産業医

(5) 安全衛生に関する経験を有する者として規則第6条第1項の規定により設置された当該事業場の総括安全衛生管理者が指名する職員

(6) 前各号に掲げる者のほか、当該事業場を代表する職員

2 事業場委員会に事業場委員会委員長を置き、前項第1号に掲げる委員をもって充てる。

3 第1項第6号に掲げる委員は、当該事業場において、職員の過半数で組織する職員団体があるときは当該職員団体、職員の過半数で組織する職員団体がないときは職員の過半数を代表する者から推薦された者とする。

4 第1項第2号から第5号までに掲げる委員の合計数と同項第6号に掲げる委員の数は、同数とする。

（準用）

第10 第4、第5及び第6の規定は、事業場委員会について準用する。この場合において、第4及び第6中「委員長」とあるのは「事業場委員会委員長」と、第5中

「委員（第3第1項第3号及び第5号に掲げる委員に限る。次項において同じ。）」とあるのは「委員（第9第1項第5号及び第6号に掲げる委員に限る。次項において同じ。）」と読み替えるものとする。

（事業場委員会の庶務）

第11 事業場委員会の庶務は、事業場委員会委員長が指定する課において処理する。

（その他）

第12 この要綱に定めるもののほか、委員会及び事業場委員会の運営について必要な事項は、委員会及びそれぞれの事業場委員会で定める。

附 則

この要綱は、平成22年2月10日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。